

# 申告 記帳 民商 早めのご相談を

申告書や源泉徴収票へのマイナンバーの記載、消費税8%で納税額が増加…  
 様々な義務と負担の押しつけが中小業者の営業とくらしを圧迫しています。  
 民商で一緒にしっかりと対策して、元気に商売続けましょう。



要注意!

## マイナンバーの取り扱い

今年の確定申告書(2016年分)からマイナンバーの記載がスタート。しかし厳格な番号管理が要求され、漏洩すれば刑事罰・罰金が…。こんな重い義務と負担には耐えられません。

国税庁は「番号なくても受け取る。罰則もない。」  
 と言っています。

所得復元番号 FA0122	
個人番号	
フリガナ	
氏名	
性別	職業
男	屋号・雅号
女	世帯主の氏名
生年月日	世帯主との続柄
電話番号	自宅・勤務先・携帯
特例表示	整理番号
課税される所得金額 (①-④)又は第三表 上の⑤に対する税額 又は第三表の⑥	26 000
配当控除	27
区分	28
区分	29
区分 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	30

平成二十八年分以降以降用

※番号がなくても保険金、返戻金は受取れます。  
 ※従業員が事業主に番号を伝える義務はありません。

税務署は相談に乗ってくれない?!

## 民商で納得の申告・記帳を



この間、税務署はパソコンでの「スマート申告」を推進しており、相談体制を縮小する方針です。相談会場はさらに削減され、開設期間も短縮されます。



## 民商で3つの記帳 パワーアップ

聞ける  
分かる  
できる!

- ① 領収書整理からパソコン記帳までOK!
- ② 経費見直し、資金ぐりなど経営に役立つ
- ③ 税金の仕組みが分かり、権利も学べる

営業とくらしの相談は 土日もOK(午前10時から受付)

0120-22-0000

詳しくはwebで 民商おおさか ウェブ検索

## 滞納の相談も

税金が払えない場合、納税緩和制度が使えます。

### 新制度

申請型 換価の猶予 の場合

- 申請 納期限から6ヶ月以内
- 分納 払える額で1年、延長1年(計2年)
- 延滞税 9.1% → 1.8%

※国保・住民税・社会保険料にも適用できます。

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円